

SMC代表の

よもやま話

名古屋駅のリニューアル

一般社団法人SMCホールディングス:代表理事
SMC税理士法人:代表社員

西川 正起



SMCは名駅(めいえき)に本社を構えております。名古屋駅周辺は、様々なビルのリニューアルが出来ておりますが、最近だと一番大きな工事になる**名鉄ビルのリニューアル計画が発表されました**。名鉄の地下は日本一複雑と言われており、私もなんとなく迷わないですが、頭で地図は思い浮かばないです。

駅は現在より東に移転するようです。JR、近鉄と遠くなりそうで、使い勝手は悪くなりそうです。最初は**2線のみで2033年頃、2040年前半頃に4線の完成予定**です。私自身、還暦近くでバリバリ使わないであろう年代となりそうです。

新しい建造物は楽しみですが、年齢と共に切なく感じそうです。



若手税理士の税金教室



税制改正 年収の壁はどう変わる？



著者

SMC税理士法人:代表社員
多治見事務所:代表
長縄 龍哉

令和7年度税制改正により、「**年収の壁**」に見直しが行われました。これは、従業員の働き方や給与計算に影響を与える可能性があるため、経営者の皆様にぜひ知っていただきたい内容です。

今回の改正のポイントは、税金がかかり始める所得の基準が引き上げられたことです。

令和7年度:「年収の壁」税制改正のポイント

- 所得税の基礎控除額が48万円から58万円に引き上げ
- 所得税の基礎控除を所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せ
- 給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げ

つまり、今回の改正で、**所得税が課税される年収が103万円から160万円**に変わりました。

そのため、パート、アルバイトの働き方が変わってくる可能性があります。

ただし、注意が必要なのは、今回の改正は**160万円の場合**、所得税はかからないが、住民税や社会保険については負担が増える点です。

細かい説明は除きますが**住民税は約3万円、社会保険料は約24万円ほど負担が増えます**。

社会保険料に関しては、会社も約24万円は負担が増えるため、160万円まで税金がかからないと思って働いていたら、想像していたよりも手取りが少ないといった状況になる可能性があります。

令和7年度の給与からこの改正は適用されますが、税金と社会保険の壁が異なることを知っておいて有効活用していきましょう。

中小企業の利益とお金にまつわるアレコレ



経営者保証を外すためのポイント

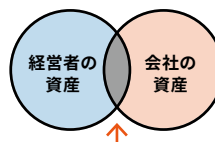
著者 株式会社SMC総研
代表取締役
小川 弘郎

中小企業の資金調達において、経営者個人が連帯保証人となる「経営者保証」は大きな精神的・財務的負担です。こうした中、金融庁が示した「経営者保証に関するガイドライン」は、**一定の条件を満たす企業に対して、経営者保証を外す**ことを可能とする道筋を示しています。

ガイドラインのポイント

1. 法人と経営者の資産・経理の明確な分離

経営者個人と会社の資産が混在していると、会社の信用が評価できず、保証を求められやすくなります。帳簿上もしっかりと区分けし、私的流用を排除することが重要です。



資産混在は
信用低下要因

2. 財務基盤の強化と適正な財務内容

黒字経営の継続や自己資本の充実、過剰債務の解消が求められます。また、税務上の最適化だけでなく、金融機関から見て健全と評価される決算書づくりがカギとなります。



一例として
自己資本比率が
高い方が
信用も高くなる

3. 金融機関との適切な情報共有と信頼関係

事業計画や資金繰りの見通しを定期的に共有することが求められます。一方的な融資依頼ではなく、「経営の見える化」を通じて、金融機関と伴走する姿勢が重要です。



最終的に経営者保証を求めるか求めないかの判断は金融機関に委ねられますが、経営者保証は“外すことができる”時代に入っています。**まずは現状の課題を洗い出し、計画的に改善を進めることが第一歩**です。

SMCグループでは経営者保証に関するご相談を承っておりますので、関心のある方はぜひご相談ください。

企業側 社労士による 人事戦略講座



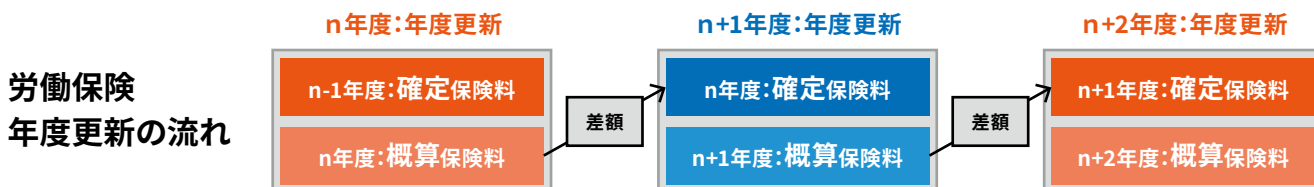
今年も始まります 労働保険料の申告(年度更新)のお知らせ

著者 社会保険労務士法人 絆:代表
山口 剛志

令和6年度の労働保険料の申告(年度更新)の受付が、6月1日より開始されます。

申告および納付の締切は7月10日(水)です。それまでに、労働保険料の計算・申告・納付を完了する必要があります。

「年度更新」とは、前年度(令和5年4月～令和6年3月)の実際の賃金総額をもとに労働保険料(労災保険・雇用保険)の確定精算を行い、あわせて今年度の概算保険料を申告・納付する手続きです。これは、すべての事業主に法律で義務付けられている重要な手続きです。



期限までに申告・納付がされない場合は、延滞金や追徴金が課されることがあるほか、労災給付の手続きが滞るなど、企業経営に大きなリスクを生じる可能性があります。この年度更新は、給与明細や賃金台帳の確認、計算ミスのチェックなど、正確性とスピードの両立が求められる業務です。これを毎年ご自身で行うのは手間がかかる…とお感じの方も多いかと思います。

そこで、社会保険労務士法人 絆では、お客様に代わって、労働保険料の計算から申告書の作成・提出までを一括代行いたします。費用は、1社30,000円(税込)～(社員数に応じて金額が変動)となっております。

ご不明な点やご相談は、どうぞお気軽に当事務所までご連絡ください。

気になる

相続トピックス

税務署はここを見る!口座履歴

著者

SMC税理士法人:代表社員
中津川事務所:代表
岡本 英樹



相続税の申告では、亡くなった方の財産を正確に把握することがとても重要です。特に銀行口座の内容確認は欠かせません。被相続人名義の口座だけでなく、配偶者や子・孫など家族名義の口座についても、しっかり確認する必要があります。

というのも、**名義が家族であっても、実際のお金の出どころが被相続人であれば、その口座は「名義預金」や「みなし贈与」とされて、相続税の課税対象になることがある**からです。

税務署はこのような点を非常に重視しており、家族名義の口座を重点的に調査するケースが少なくありません。税務署は、金融機関に対して照会を行うことで、口座の取引履歴や資金の流れを正確に把握することができ、必要に応じて最大で7年ほど過去にさかのぼって調査を実施します。

もし申告に漏れが見つかれば、後日調査の対象となり、最終的に追徴課税が課されるおそれもあります。**税務調査の精度はかなり高く、名義預金の見落としや贈与の未申告があれば高い確率で指摘を受ける可能性**があります。

こうした事態を避けるためには、日ごろから家計管理を意識し、口座の使い分けを明確にしておくこと、生前贈与を行う場合にも記録や証拠書類をしっかりと残しておくことがとても大切です。相続はある日突然やってくることも多いため、ふだんから備えておくことで、安心して手続きを進めることができるようになります。



被相続人が
孫名義の口座に入金



この時に贈与契約書が無い場合
相続財産として指摘を受ける可能性

マーケティング思考の筋トレ

企業が押さえるべきデジタルマーケティングの重要性

著者

株式会社SMCマーケティング
代表取締役
吉本 昌史



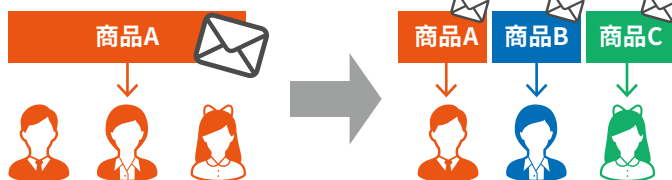
近年デジタルマーケティングの重要性が高まっています。

Webやメールだけでなく、実店舗での行動履歴を分析することで、隠れたニーズやトレンドを把握できるため、企業活動に欠かせないマーケティング手法となっています。

デジタルマーケティングとは、インターネットやITなどのデジタル技術を活用し、顧客にアプローチするマーケティング手法です。

企業が導入する主なメリット

- 1 コストパフォーマンスが高い
- 2 リアルタイムで顧客情報を取得・活用できる
- 3 顧客ごとに最適なアプローチが可能



デジタルマーケティングはAIとの組み合わせによってさらに進化を遂げています。

膨大かつ多様なデータから顧客を理解するには、専門的な知識が必要です。そこで、AIの活用が注目されています。

例えば、**オンライン上の在庫や納期をAIが即座に提示し、顧客対応の効率化を実現**します。

また、**購買履歴や閲覧傾向をもとに、関連商品を自動で提案**することも可能です。

デジタルマーケティングに興味はあるものの、「何から始めれば良いのか分からない」「どの手法が最適か分からない」などの理由から導入を躊躇いませんか?そんなお悩みをお持ちの方は、ぜひ一度SMCマーケティングの無料相談をご利用ください。専門スタッフが最適なマーケティング施策をご提案いたします。